

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

## ◆ 拾得物と税金

**Q** : 私は、路上で現金100万円の入った封筒を拾い、警察署へ届け出てあったところ、結局落とし主がわからないままで、警察から100万円を受け取りました。

ところで、友人は、この100万円にも所得税がかかるというのですが、本当ですか。

**A** : 一時所得として所得税の対象になります。

### 【解説】

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得で、①営利を目的とする継続的行為、②労務その他の役務又は資産の譲渡の対価、のいずれの性質も有しない一時的、偶発的な所得をいいます。

遺失物の拾得による報労金、遺失物の拾得又は埋蔵物の発見により新たに所有権を取得する資産についても、一時所得として課税されます。

ご質問の場合、あなたが取得した100万円は一時所得として課税されます。ちなみに、落とし主が現れて、あなたが謝礼金を受け取った場合にも、受け取った謝礼金はやはり一時所得となります。

なお、落とし物は、落とした人が6カ月と2週間以内に取りに来なかった場合は、これを拾って届けた人のものになります。



KIMIYO・I